

地方就職学生支援補助金申請の手引き

2025 年度版

名古屋市経済局産業労働部労働企画課

目 次

	頁
1 地方就職学生支援補助金とは	1
2 交付対象	1
3 補助金の額	4
4 申請書類	8
5 交付の条件	9
6 補助金の返還	9
7 申請期限	10
8 補助金交付後の確認	11
9 問合せ先・申請書の提出先	11

1 地方就職学生支援補助金とは

地方就職学生支援補助金とは、東京圏内に居住し、かつ本部が東京都内にある大学又は大学院（以下「大学等」という。）の東京圏内のキャンパスに在学する学生で、卒業又は修了（以下「卒業等」という。）後、名古屋市へ移住し、名古屋市内を勤務地とする企業等に就職する場合に、地方で行う就職活動に要する交通費や、移住することに要する移転費に対し、国・愛知県・名古屋市が共同で補助金を交付する制度です。

本制度は、次の「2 交付対象」を満たす方が対象となります。

2 交付対象

次に掲げる事項の全てを満たす方

移住等に関する要件

(1) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 大学等の卒業等年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏^{※1}内（条件不利地域^{※2}を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業等していること。ただし、就職活動等に係る経費（以下「交通費」という。）については、在学中（卒業等見込み）の場合も対象とする。

区 分	対象可否
大学生（四年制以上） （飛び級により4年未満で卒業する場合を含む）	○
大学院生	○
短大生	×
専門学生	×
高専生	×

※1 「東京圏」とは、以下のとおりです。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川町

イ 大学等の卒業等年度において、東京圏内（条件不利地域以外を除く。）に継続して在住していること。

住民票が東京圏外の地域（または東京圏のうち条件不利地域）にある学生であっても、東京圏内での居住実態が確認できれば要件を満たします。

（２）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 名古屋市に転入していること。（在学中に交通費を申請する場合は、勤務地（就業場所）が名古屋市内に所在する法人等に就職することが内定している場合も対象とする。ただし、本店又は主たる事務所が名古屋市内に所在する法人等に就職することが内定している場合は、勤務地（就業場所）が愛知県内の場合も可とする。）
- イ 在学中に交通費を申請する場合は、卒業等した後に上記アの内定企業に就職し、名古屋市に転入する意思を有していること。
- ウ 補助金の申請時において、大学等の卒業等日から 1 年以内かつ就業開始日から 1 年以内であること。（ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前 1 年以内であること。）
- エ 名古屋市への転入日、要件を満たす法人等への就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす法人等への就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日）から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

（３）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかであること。
- イ その他愛知県知事又は名古屋市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- （１）勤務地（就業場所）が、名古屋市内に所在する法人等に大学等を卒業等してから 1 年以内に就職すること。ただし、本店又は主たる事務所が名古屋市内に所在する法人等に就職している場合は、勤務地（就業場所）が愛知県内の場合も可とする。
- （２）勤務地（就業場所）が、名古屋市内に所在すること。ただし、本店又は主たる事務所が名古屋市内に所在する法人等に就職することが内定している場合は、勤務地（就業場所）が愛知県内の場合も可とする。
- （３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

- (4) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人等でないこと。
- (5) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人等を除く。）ではないこと。
- (6) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (7) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業あること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (8) 当該地域への勤務地限定型社員[※]としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

※勤務地限定型社員とは、就業地（就業場所）が、名古屋市から通勤可能な地域に限定された採用に基づく社員のことで。

注意！

- ・ 申請者が地方就職学生支援補助金（移転費）^{※1}と移住支援補助金^{※2}の支給要件を満たす場合であっても、両方を受給することはできません。（どちらか一方のみとなります。）

※1 地方就職学生支援補助金（移転費）

次ページをご確認ください

※2 移住支援補助金

移住支援補助金とは、東京 23 区（在住者又は通勤者）から名古屋市へ移住し、移住支援金対象求人に就業した方等に、国・愛知県・名古屋市が共同で補助金を交付する制度です。詳細は名古屋市公式ウェブサイト「名古屋市移住支援補助金のご案内」（<https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000116152.html>）のページをご覧ください。

- ・ 申請者が、条例に規定する暴力団員である者又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合、補助金の交付対象としません。補助金の交付決定を受けた方が前述に該当することとなったとき又はこれらの補助金の申請をした当時に前項に該当していたことが判明したときには、交付の決定を取り消すものとします。

3 補助金の額

補助金の額は次のとおりとし、予算の範囲内で交付します。

※交通費のみ、移転費のみ、交通費・移転費同時のいずれも申請可能です。

(1) 交通費

就業（内定）先企業の就職活動等に係る交通費を対象として支給。

基準額	補助金額
① 実際に要した往復交通費の総額が 24,000円以上の場合	12,000円（定額）
② 実際に要した往復交通費の総額が 24,000円に満たない場合	要した往復交通費の総額の1/2以内 （千円未満切捨て）

(2) 移転費

都内に本部がある大学等の卒業等後、市内への移住に係る移転費を対象として支給。

基準額	補助金額
① 実際に要した移転費の総額が 81,500円以上の場合	81,500円（定額）
② 実際に要した移転費の総額が 81,500円に満たない場合	要した移転費の総額 （千円未満切捨て）

< 支援金の対象となる経費 >

① 交通費

- ・就職活動※（採用面接又は試験等）に係る往復交通費の1/2以内の経費

※就業（内定）先企業以外の選考に係る経費は対象外です。

※採用面接や採用試験、個別企業の会社説明会、インターンシップに係る経費が対象です。

※1人につき1往復分かつ1回限りです。

- ・就業（内定）先企業が発行した就職活動の日時、場所等がわかる案内（通知文、メール等）及び移動したことがわかる領収書（移動した日付、区間、金額がわかるもの）等により、要した交通費が確認できる経費※

※自家用車を使用した場合や徒歩・自転車等、交通費が発生していない場合は支給対象外となります。

② 移転費

- ・名古屋市内への移住に係る移転費の経費
- ・引越業者が発行した移転日、移転に係る費用等がわかる資料（領収書）等により、要した移転費が確認できる経費

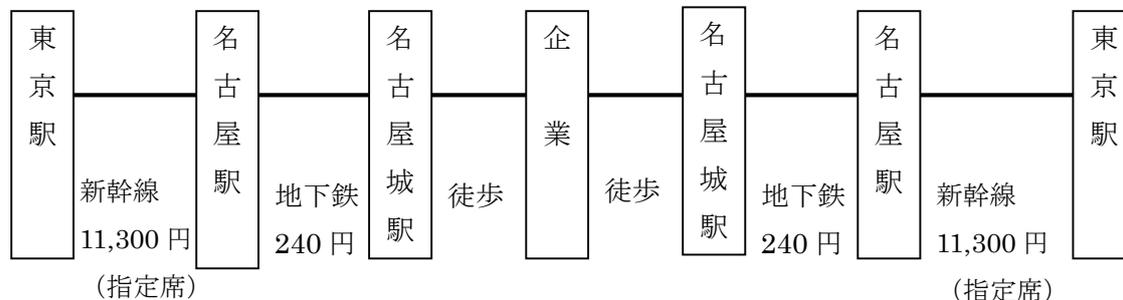
注意！

移転費について、以下の経費は支給対象外となります。

- ・ 個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の追加費用
- ・ 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用
- ・ 荷造、荷解にかかる追加費用（いわゆるお任せパック等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含む。）
- ・ 工事、設置等に係る追加費用
- ・ 家具、家電等の購入費及びレンタル料
- ・ 修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む。）
- ・ 家電リサイクル費用
- ・ 不用品、不要品、粗大ごみ回収費用
- ・ 荷物を一時保管する場合の追加費用
- ・ 敷金、礼金、仲介手数料等
- ・ 物件の下見にかかる費用
- ・ 友人等の手伝い者の謝礼及び食事代

<補助金（交通費）額の具体例>

【パターン1】名古屋市中区三の丸で面接を行う企業に、東京駅から新幹線と地下鉄を使い、移動した場合



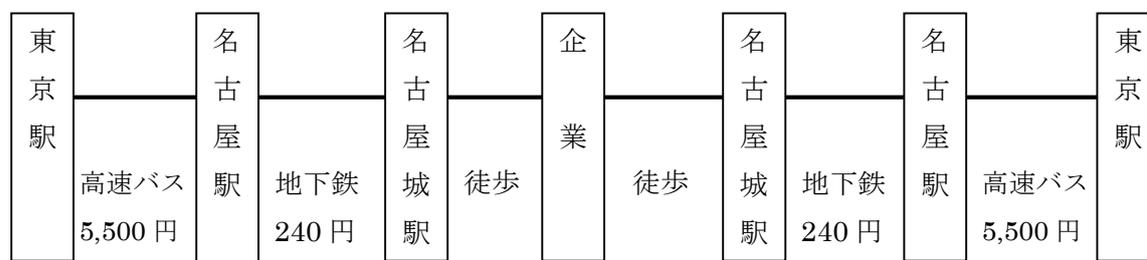
交通費総額

(新幹線 11,300円 + 地下鉄 240円) × 2 (往復分) = 23,080円

補助金額

23,080円 × 1/2 = 11,540円 ⇒ 11,000円 (千円未満切捨て)

【パターン2】名古屋市中区三の丸で面接を行う企業に、東京駅から高速バスと地下鉄を使い、移動した場合



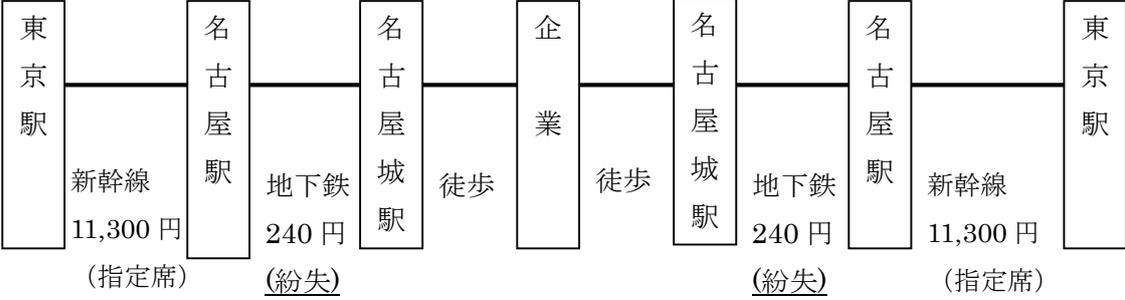
交通費総額

(高速バス 5,500円 + 地下鉄 240円) × 2 = 11,480円

補助金額

11,480円 × 1/2 = 5,740円 ⇒ 5,000円 (千円未満切捨て)

【パターン3】名古屋市中区三の丸で面接を行う企業に、東京駅から新幹線と地下鉄を使い、移動した場合で、地下鉄の交通費に係る領収書を紛失している場合



交通費総額

新幹線 11,300円 × 2 = 22,600円※

※領収書を紛失した区間は地方就職学生支援補助金の補助対象外となります。

補助金額

22,600円 × 1/2 = 11,300円 ⇒ 11,000円 (千円未満切捨て)

4 申請書類

補助金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

- 名古屋市地方就職学生支援補助金交付申請書（第1号様式）
- 誓約事項（第1号様式別紙1）
- 調査同意書（第1号様式別紙3）
- 就職・内定証明書（第2号様式）
- 補助金の振込先がわかる預金通帳又はキャッシュカードの写し
- 写真付き身分証明書の写し
〔例：運転免許証、個人番号カード（表面のみ）、パスポート 等〕
- 東京圏内に居住していることがわかる書類
〔例：住民票の写し、賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（卒業等年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業等年度の複数月の公共料金領収書の写し 等〕
- 【在学中に交通費を申請する場合】 在学証明書（卒業等学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に学校側で加筆・捺印（公印）してもらうこと。）
- 【大学等を卒業等した後に申請する場合】 卒業等証明書（卒業等日が就業開始日から1年以内のもの）
- 【交通費の場合】 補助金の対象となる就業・内定先法人等の選考内容（開催日時、場所）等が記載された案内（文書、メール等）
- 【交通費の場合】 補助金の対象となる就業・内定先法人等の選考に係る交通費の領収書（移動した日付、区間、金額がわかるもの）等※
※対象となる就職活動（採用面接又は試験等）の前後1日の日付の領収書が対象となります。（この期間外の領収書については、その理由をお尋ねすることがあります。）
※交通系ICカードの利用や新幹線ネット予約等により、領収書が発行されない場合は、移動した日付、区間、金額がわかる利用明細等を領収書の代わりとすることができます。
- 【移転費の場合】 引越業者の発行する移転に要した費用の領収書等

5 交付の条件

- (1) 転入日、就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日）から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過した各時点並びに交付申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、名古屋市地方就職学生支援補助金住居・勤務地等変更届出書【補助対象者用】（第9号様式）により速やかに名古屋市長に届け出ること。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、愛知県及び名古屋市から求められた場合には、それに応じること。

重要

6 補助金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額を返還していただきます。ただし、就業先法人等の倒産等のやむを得ない事情があるものとして名古屋市長が認めた場合は返還を免除できる場合があります。

【全額の返還】

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により補助金の交付決定を受けたことが明らかになった場合
- (2) 補助金の申請日から1年以内に、要件を満たす内定先の法人等へ就業しなかった場合
- (3) 補助金の申請日から1年以内に、名古屋市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に名古屋市に住民票がある場合を除く。）
- (4) 転入日、就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日）から3年未満に名古屋市から転出した場合
- (5) 就業開始日から1年以内に、要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職から3カ月以内に補助金の要件を満たす別の職に就いた場合を除く。）
- (6) 勤務地（就業場所）が、就業開始日から1年以内に市外へ変更となった場合（ただし、本店又は主たる事務所が名古屋市内に所在する法人等に就職している場合は、変更した勤務地（就業場所）が愛知県内であれば該当しないものとする。）

【半額の返還】

補助対象者が転入日、就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日）から3年以上5年以内に名古屋市から転出した場合

7 申請期限

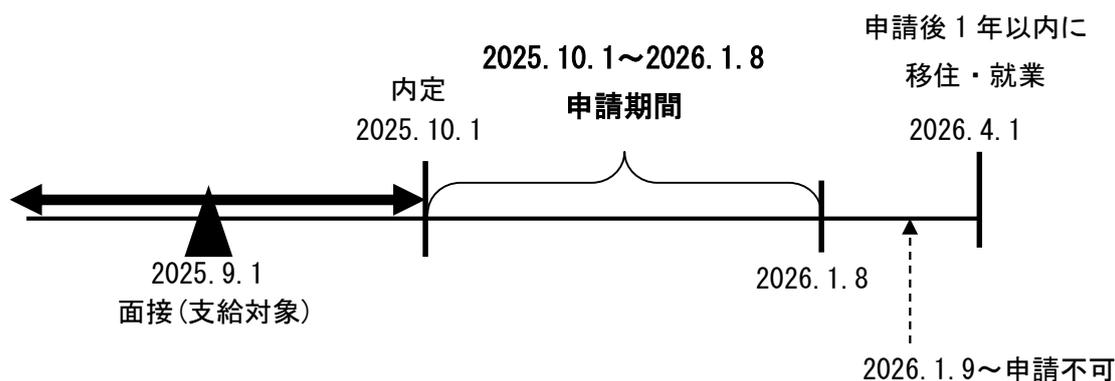
2026年1月8日(木)までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口にご相談の上、申請してください。

【例1】

在学中に交通費を申請する場合

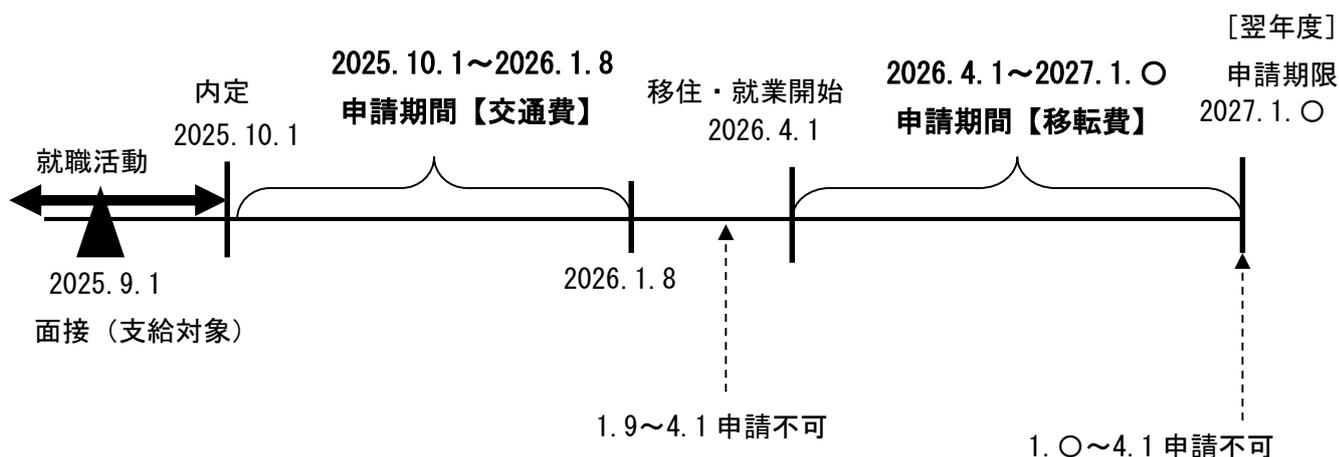
2025年9月1日に採用面接を受け、同年10月1日に対象企業から内定を得た場合



【例2】

在学中に交通費を、卒業等後に移転費をそれぞれ申請する場合

2025年9月1日に採用面接を受け、同年10月1日に対象企業から内定を得た場合
(移住・就業開始日は2026年4月1日、2026年度の申請期限は1月〇日)



※【例2】は2026年度も同じ要件で本事業が実施されるものと仮定し、作成しています。

8 補助金交付後の確認

6の返還要件に該当しないことを確認するため、申請後、一定の期間内に受給者及び就業先は、届出内容についての変更の有無に係る報告をしてください。確認の結果、返還要件に該当する変更がある場合は、補助金の返還となる可能性がありますので注意してください。

名古屋市に転入前に申請した場合は、転入後、速やかに下記届出【補助対象者用】と添付書類（住民票の写し等）を下記担当までご提出ください。

<届出の内容について>

	受給者		就業先	
	定期	随時	定期	随時
届出時期	転入日、就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日*から起算して1年、2年、3年、4年及び5年（年1回）	交付申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったとき	受給者の就業日から起算して1年	就業・内定証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったとき
届出内容	住所 勤務先（勤務地）	住所 勤務先（勤務地）	就業条件 勤務地（就業場所）	就業条件 勤務地（就業場所）
使用様式	名古屋市地方就職学生支援補助金住居・勤務地等変更届出書【補助対象者用】		名古屋市地方就職学生支援補助金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】	

*住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は支援金の申請日のいずれか遅い日

9 問合せ先・申請方法

(1) 問合せ先

名古屋市経済局産業労働部労働企画課

住所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所本庁舎5階

電話 052-972-3146 e-mail a3145@keizai.city.nagoya.lg.jp

(2) 申請方法

名古屋市公式ウェブサイトにて申請様式をダウンロードいただき、内容を記載したうえで、電子申請サービスでご申請ください。または、電子メールで経済局労働企画課までお送りください。なお、支給要件に該当するか事前に確認しますので、申請書類を準備する前に必ずお問い合わせください。

(3) 参考

名古屋市地方就職学生支援補助金のご案内



名古屋市電子申請サービス

